

## 論文の内容の要旨

論文題目 着床前診断の将来的発展に伴う倫理的諸問題に関する研究

氏名 伊吹友秀

体外受精で作製した受精卵・胚の遺伝子を検査する着床前診断(以下 PGD)の技術は、様々な目的での利用が可能である。現在、国内では重篤な遺伝性疾患の回避と一部の習慣流産の回避の目的以外での PGD の利用は認められていないものの、国外に目を転じるとこれら以外の目的での利用が許容されている国もある。

例えば、PGD を用いて将来がんに罹患する可能性の低い子供を選んだり、男女の性別を選んだりすることは一部の国では既に利用可能である。さらに、白血病等に苦しむ子供を救うため、PGD を用いてドナーとなれる子供の選択も行われている。

渡航医療も盛んな今日、現状では許容されていない目的での PGD 利用を求める声が国内でも大きくなる可能性がある。そこで、本論文では、PGD の将来的発展に伴う倫理的諸問題を議論し、その是非を考えるための倫理規範の確立を目的として文献調査に基づく理論研究を行った。

第一章では、PGD の技術と国内外の規制の現状を踏まえた上で、現在までの国内における PGD の生命倫理上の議論を概観し、そこで何が議論され、何がされてこなかったかを明確にすること、その上で、従来とは異なる PGD の利用目的の是非を論じるにあたって、どのような議論が必要かについて論じることを目的として文献調査に基づく理論研究を行った。

その結果、遺伝性疾患の回避や習慣流産の回避といった PGD すら許容していない国や地域から、ほぼ規制がなくあらゆる目的での利用に制限のない国や地域までさまざまあることが分かった。さらには、PGD の利用全てを禁じる国が減少しつつあること、移植を目的とした HLA マッチングのような様々な利用目的を許容する国が増えつつあることも併せて確認した。

次に、従来の国内の議論をまとめた。その結果、「女性の抑圧」、「生命の選別」といった論点が PGD に反対する議論の主要な論点であり、逆に、「医学的有用性」が賛成する主たる論拠であった。これらの論点は引き続き重要となるが、将来的な PGD の利用目的の中にはこれらだけでは論じきれない問題もある。つまり、「女性の抑圧」は技術的進歩により身体への負担が減った場合には、禁止の根拠として主張が弱まり、「生命の選別」は障害者の直接的排除を伴わない PGD については従来よりも批判し難くなる。さらに、将来的な PGD

の利用目的の中には「医学的有用性」が低いものもあるかもしれないが、医学の対象や目的は可変的である上に、医療と無関係に技術を提供しようとする場合もありうるため、医学的有用性のみを根拠に PGD の利用に賛成・反対することも不十分である。

第二章では、PGD の様々な利用目的を包括的に議論する際に中心的な役割を果たす倫理規範の構築を目的として文献調査に基づく理論研究を行った。その際、近年欧米の生命倫理学の分野で注目を集めている「生殖における善行原則」の議論を手掛かりとした。

生殖における善行原則とは、親には「最善の子供」を産む義務があるとする倫理規範である。生命科学に対して急進的な態度をとるバイオリディカルはこの規範を支持する。PGD の利用の是非の場面において、この原則に従って行動することは、子供の幸福を促進するという点で明確に人々の直観に訴える。しかしながら、このような主張は、先進的な医科学技術の利用に慎重な立場をとるバイオコンサバティブと対立するのみならず、親の生殖の自律を尊重すべきとするバイオリベラルとも対立する。

生殖における善行原則をめぐる議論を精査していくと、この原則は、1)少なくともある一点(Ex. 寿命等)において「よりよい子供」を産むことを支持する、2)親の人柄に関して言及するための別の倫理規範によって補完される必要がある、3)どのような時でも守ることが強制されるわけではないという三つの妥協や修正を迫られていることが確認された。

これらの含意を考察すると、バイオリディカルとバイオリベラルの対立する点は曖昧になることが分かった。そこで、バイオリベラルの主たる論拠となる生殖における自律尊重原則との対立の調停を考える為に、どのような倫理理論が生殖における善行原則に規範的妥当性を与えるのかを検討した。その結果、功利主義のみに基礎づける従来の議論には問題があり、徳倫理の観点から補完する必要があることを論証し、生殖における善行原則を徳倫理の観点から補完した「徳倫理—生殖における善行原則」のアプローチが有効である可能性を示唆した。

第三章では、徳倫理について掘り下げ、「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチの特徴をつかむことを目的として文献調査に基づく理論研究を行った。具体的には、徳倫理について従来の学説を概観した上で、徳倫理的なアプローチを生殖補助医療の倫理に持ち込んでいるマクドゥーガルの議論を批判的に考察し、そこで重要視される「受容の徳」という概念をさらに分析した。その結果、受容の徳は、必ずしも子供の幸福を真剣に考えるという「慈愛の徳」と矛盾するわけではないことが分かった。

まず、現代の倫理学分野で功利主義や義務論に対するアンチテーゼとして発展してきた徳倫理について簡単にまとめた。徳倫理においては、功利主義や義務論において主たる関心が払われる正や善の議論だけではなく、行為者の人柄についての議論にも関心が向けられる。

次に、徳倫理のアプローチを生殖補助医療の文脈に積極的に応用しようとしているマク

ドゥーガルの議論を概観した。彼女の主張は、従来のリスクーベネフィット中心の観点から生殖補助医療の問題を議論するには限界があり、徳の観点を取り入れることが必要であるというものであった。その上で、PGDによる子供の選別は、「受容」の徳の観点から認められない、と彼女は主張した。

しかし、受容の徳をさらに分析すると、子どもの未来の選択肢や可能性を受け入れる「起きることに対する受容」と子供の現在の存在そのものを受け入れる「起きたことに対する受容」が区別された。その上で、「起きることに対する受容」は慈愛の徳の観点から制限を受ける可能性があることと、逆に、「起きたことに対する受容」は慈愛の徳と矛盾しないということを確認した。この区別を導入することで、徳倫理の観点は必ずしもPGDに対して否定的になるわけではないことを論じた。

これらの検討を踏まえて「徳倫理—生殖における善行原則」のアプローチについてさらに検討を進めると、PGD利用の際には、起きることに対する受容よりも、起きたことに対する受容や子供の幸福を真剣に考えるという親の慈愛の徳の方が重要となるということを論証した。

第四章では、「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチの観点から、実際のPGDの利用目的について検討することを目的として、文献調査に基づく理論研究を行った。具体的には、性別の選択とHLAマッチングの二つの目的について、一般的な倫理的論点について概観した上で、このアプローチの観点から考察を加えた。加えて、遺伝性のがんのリスクを下げる目的でのPGDと非医療目的のPGDの是非についても、このアプローチの観点から検討した。

性別の選択の場合、1)安全性、公平性の問題と2)性差別の助長の問題、3)男女比の不均衡、4)親の子供に対する態度やまなざしの変化の問題等が指摘されていた。しかしながら、2)や3)の問題はわが国の文脈で考えた場合には、どれだけ深刻になるか予想しづらく、結果としては4)の問題のように、親の動機や人柄についての議論が不可欠である。

その上で、「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチの観点から考察すると、親が子供を受容できる可能性が性別によって変わることが予見されるような場合には、性別の選択の利用は必ずしも阻まれないことがわかった。

移植を目的としたHLAマッチングの場合、一般的な論点としては、1)子供の被るリスク、2)子供の尊厳の問題、3)子供に対するまなざしの変化などがあった。1)や2)の問題は解釈の問題はあるものの、これらの論点が一律にHLAマッチング目的のPGD利用を否定するものではなかった。

この問題を「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチの観点から考察すると、PGDの技術を産まれてくる子供自身の幸福のために用いていないことが問題となる。産まれないよりは産まれる方がましだとしても、そのような動機から出産を決意することが有徳とは考え難い。その上、兄や姉の救命という動機が一見有徳だとしても、産まれてくる子供を

手段として扱うことは徳倫理の観点から認められ難い。

最後に、遺伝性のがんのリスクを下げることを目的とした PGD の場合、非医療目的の PGD の場合、どちらにおいても、本アプローチの観点から利用が認められるべき場合があることを論じた。ただし、それらの場合であっても、当該 PGD の利用が生殖における善行原則にかなうか、すなわち、子供の幸福に結びつくのかという点と、利用が親の有徳な人柄からなされているかという点の二点については、慎重に検討する必要がある。

以上の研究を通じて、本論文では PGD の利用目的の倫理的是非を考える際の倫理規範として、「徳倫理—生殖における善行原則」アプローチの確立を試みた。このアプローチは、まず PGD の利用が子供の幸福につながるかを考慮し、その上でそのような決定が有徳な人柄からなされることを要求する。本論文で展開された議論には、いくつかの限界が存在するものの、このアプローチは、PGD の新たな利用目的の是非をめぐる議論に、独自の、そして重要な論点を提示するものと考えられる。そもそも国内において、倫理的問題について各論として論じた研究はあったものの、統一的な視点から議論した研究は未だなかった。そのため、本論文は国内で初めて PGD の倫理的諸問題を、総合的に論じた研究であると言える。